

南知多町敬老パス交付申請書

年 月 日

南知多町長 殿

南知多町高齢者海っ子バス運賃補助事業敬老パス（IC カード）の交付について、
下記のとおり申請します。

記

1 申請者（交付対象者）

住 所			
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日	電話	()

2 申請区分 ※該当項目に☑をしてください。

- ☐ 新規申請
- ☐ 再発行申請（理由： ）

3 敬老パス受取場所

- ☐ 役場本庁（ふくし課）
- ☐ サービスセンター（☐内海 ☐師崎 ☐篠島 ☐日間賀島）

4 対象要件 ※該当項目に☑をしてください。☑が入らない方は対象外となります

- ☐ 運転免許証を自主返納した（返納日：令和 年 月 日）
※自主返納を証明する書類（運転経歴証明書の写し 等）を提出してください
- ☐ 現に有効な運転免許証を保有していない
- 【補助を受けるには、以下の両方に☑が必要になります。】
- ☐ 私は、現在、町が実施する他の公共交通費助成を受けていません。
- ☐ 私は、現在、介護保険施設や障害者支援施設等に入所してません。

5 保証金の納付について

敬老パスの交付を受けるにあたり、保証金として 1,000 円を納付することを承知しました。

6 誓約事項

私は、南知多町高齢者海っ子バス運賃補助事業敬老パス利用規約に同意します。
また、上記記載内容がすべて正確であることを誓約します。

署名：

※処理欄（以下には記入しないでください）

本人確認	☐ 個人番号カード ☐ 保険証 ☐ その他（ ）	受付印
交付カード ID		
IC カード交付日	交付場所：（ ）	
備考		

南知多町敬老パス利用規約

本規約は、南知多町高齢者海っ子バス運賃補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき交付される「敬老パス」の利用条件を定めるものです。

（目的）

第1条 敬老パスは、南知多町内の公共交通の利便性を高め、高齢者の外出支援および福祉の向上を目的として交付されます。

（利用者の義務）

第2条 利用者は、敬老パスを適切に管理し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 敬老パスは、交付された本人以外は使用できません。他人に譲渡または貸与することは固く禁じます。
- (2) 海っ子バス乗車時には、必ずカードリーダーに敬老パスをタッチしてください。
- (3) 敬老パスを折り曲げたり、磁気に近づけたりするなど、カードを損傷させる行為をしないでください。

（保証金（デポジット））

第3条 敬老パスの交付を受ける際、利用者は保証金として 1,000 円を納付するものとします。

2 前項の保証金は、敬老パスを町に返却した際、無利息で返還します。ただし、カードの著しい破損や改造等により再利用が不能な場合は、保証金を返還しないことがあります。

（紛失・盗難・再発行）

第4条 利用者は、敬老パスを紛失し、または盗難にあったときは、速やかに南知多町役場ふくし課へ届け出なければなりません。

2 前項の場合、再発行には要綱に定める申請が必要となり、実費相当額の負担を求めることがあります。

（禁止事項と没収）

第5条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、敬老パスを無効とし、直ちに返還を求めることができます。

- (1) 虚偽の申請により敬老パスの交付を受けたとき。
- (2) 本人以外の者に敬老パスを使用させたとき。
- (3) 要綱第2条に定める対象要件を欠いたとき（町外への転出、施設入所、他助成への切り替え等）。

（届出事項の変更）

第6条 利用者は、氏名や連絡先等に変更があったときは、速やかに町長に届け出てください。

（付則）

この規約は、令和8年9月1日から施行する。